

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第5号

答申番号：令和5年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

第三者による不正行為によって、請求人の障害基礎年金及び年金生活者支援給付金（以下「本件年金等」という。）の受給手続及び請求人名義の口座の開設が行われており、自身は本件年金等を受給していないにもかかわらず、本件年金等を収入として認定されたことから、原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 請求人以外の第三者が本件年金等の振込口座（以下「本件口座」という。）を保有するものであると認めるに足りる客観的な事実はないことから、本件口座が請求人世帯において管理・運用支配されているものとした判断に不合理な点はない。
- (2) 本件口座に振り込まれている本件年金等の合計21万4,273円のうち、次回受給月の前月までの2月で除した10万7,136円を令和4年10月分の保護費で収入認定し、当該変更処分によって生じた過支給額10万7,136円を返納金として、また、同年11月分の保護費で収入認定すべき10万7,136円を年金等として収入認定したのであり、この点に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、保護基準により定められているところ、原処分は、保護基準に基づき適正に算定された最低生活費から収入充当額を差し引いた額を令和4年11月分の請求人の世帯の保護費とするものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 本件審査請求に現れた一切の資料を見ても、請求人自身の発言を除いては、請求人が本件年金等を受給していないことをうかがわせる事実は認められず、原処分に至る請求人の言動を見ても、処分庁に対して十分な説明や証拠資料の提出が尽くされたとは到底いえないこと、請求人の本件年金等を受給していないとの主張は、その発言の変遷を踏まえると真実性に欠けるものといわざるを得ないことから、請求人の主張を採用することはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年5月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月29日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（生活保護法（以下「法」という。）第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣が定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。これにより、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

また、保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、年金等の公の給付にあっては、実際の受給額を認定することとされている。

なお、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合等を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

そこで本件をみると、処分庁は、令和4年2月、請求人が平成29年11月以降、本件年金等を受給していることを確認し、本件年金等に係る調査の結果、令和4年9月までに支給された本件年金等を法第78条に基づく費用徴収処分の対象とし、同年10月以降の分については、同月分の保護費から収入認定の対象としたことが認められる。

そして、同年11月分の保護費に係る原処分においては、最低生活費を30万1,175円とし、同年10月分の保護費に収入充当額として計上されなかった同月分の本件年金等の相当額（10万7,136円）及び同年11月分の保護費で収入認定すべき本件年金等の相当額（10万7,136円）の合計22万4,272円を収入充当額として認定した上で、その差額7万6,903円を請求人世帯の保護費としており、当該保護費は保護基準等に基づき適正に算定されたものと認められるから、違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、第三者による不正行為によって本件年金等の受給手続及び請求人名義の口座の開設が行われており、自身は本件年金等を受給していない旨主張するが、それを裏付ける説明や証拠資料の提出が十分に行われているとは言いがたい。そうである以上、原処分に不合理な点はない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子